

## 落書き消去活動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域住民団体及び市民活動団体（以下「地域住民団体等」という。）による自主的な落書き消去活動に対して、予算の範囲で必要な清掃用具等を譲与又は貸付けることにより、地域住民団体等の活動の活性化及び生活環境の維持、改善に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民団体 町内会、自治会又はこれらに類する団体をいう。
- (2) 市民活動団体 特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動又これに準ずる活動を行う団体であつて、構成員が5名以上のものをいう。
- (3) 落書き みだりに公共の場所等に塗料、墨等により文字、図形若しくは模様を描くこと又は描かれた文字、図形若しくは模様をいう。
- (4) 清掃用具等 水性塗料、スプレー塗料缶、ローラーセット、刷毛、落書き落とし剤、霧吹き、レインコート、さげ缶、ゴーグル、マスキングテープ、真鍮ブラシ、ゴム手袋、雑巾、マスク、高圧洗浄機及びその他市長が必要と認めるものをいう。

### (貸付物品及び譲与物品等)

第3条 清掃用具等のうち、高圧洗浄器を貸付物品とし、それ以外を譲与物品とする。

2 清掃用具等の譲与又は貸付けは、無償とする。

### (対象者)

第4条 清掃用具等の貸付け又は譲与を受けることができる団体は、広島市内で落書き消去活動を行う地域住民団体等とする。

### (提供限度等)

第5条 1回の申請で清掃用具等の譲与を受けることができる数量は、消去する落書き面積及び参加人数により必要な数量とする。ただし、高圧洗浄機については、貸付けを受けることができる数量は1機までとし、使用後は使用日の翌日から起算して3日以内に返却すること。

### (申請)

第6条 地域住民団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、清掃用具等貸付・譲与申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、実施予定日の前日から起算して20日前（その日が休日の場合は、その直前の休日ではない日）までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
  - (2) 事業を行う地域を示した図面
  - (3) 消去する建築物等の所有者又は管理者が承諾したことを証する書類（別記第3号様式）
  - (4) その他市長が必要と認める資料
- 2 貸付物品と譲与物品は同時に申請することができる。

### (決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、必要な事項を調査のうえ清掃用具等の譲与又は貸付けの適否を決定し、清掃用具等提供申請に係る決定通知書（別記第4号様式）によりその旨を代表者に通知する。

(決定の有効期間)

第8条 前条の決定は、市長が指定する期間及び場所で物品の引渡しを受けなければ無効とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合を除く。

(報告)

第9条 清掃用具等の譲与又は貸付けの決定を受けた代表者は、事業終了後、事業実施結果報告書(別記第5号様式)により実施日から起算して30日以内に市長に報告しなければならない。

(事業中止報告等)

第10条 第7条の決定を受けた事業を中止する場合、代表者は遅滞なく事業中止報告書(別記第6号様式)を市長へ提出するとともに、速やかに貸付物品又は譲与物品を返還しなければならない。

2 第7条の決定を受けた事業を延期する場合は、代表者は遅滞なく市長へその旨を報告しなければならない。

(申請の制限)

第11条 前条第1項の事業中止報告書を提出した地域住民団体等は、中止した年度は第6条の申請をすることができない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。ただし、貸付物品の貸付けについては、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月21日から施行する。